

(裏)

新入生

【4 保護者等の収入の状況について】

記入例【道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の方】

※ 就学支援金の申請時にすでに個人番号を提出している場合も、改めて課税証明書の提出が必要になります！

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

①～⑥に記載のある方の課税証明書を提出してください。

① 保護者(親権者) 2名分

生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が2名存在する場合

② 保護者(親権者) 1名分

者を除く。)
離婚、死別等により保護者(親権者)が存在できない場合 等
◎課税証明書は、
①「令和7年度道民税・市町村民税（非課税）証明書」
②「令和7年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徵収税額の決定・変更通知書」の写し

③ 未成年後見人()

親権者が存在せず、未成年後見人が法人である場合は原則として課税証明書を提出する。
未成年後見人が法人である場合は原則として課税証明書を提出する。
者を除く。

③ 「令和7年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)（両親等） 2名分

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ 主たる生計維持者 1名分

親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑥ 高校生等本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成年に達している場合 等

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

① 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていなかったため。

就学支援金の申請・届出の際に保護者等の手を利用
就学支援金の申請時に既に「課税証明書」を提出している場合に省略が可能です。
では省略できませんので提出してください。

就学支援金の申請時に控除対象配偶者の課税証明書の提出を省略した場合は、レ印を記入し課税証明書を添付してください。

全員の配偶者の奨学給付金
控除対象配偶者課税証明書等提出

省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当課目記入欄

印

上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。

□「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号を利用することに同意します。

② (2) に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

必ず確認し、レ印を記入してください。

※学校等受付日

年 月 日